

す。

歳出といたしましては、一般管理費として給与改定等に伴います人件費5万1000円を減額いたすものであります。

一方、歳入につきましては、一般会計からの繰入金5万1000円を減額いたすものであります。

次に、議案第64号、平成13年度門真市水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出5021万円の減額及び資本的支出11万8000円の減額でございます。給与改定等に伴います人件費を減額いたすものであります。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額3億3565万5000円を3億3553万7000円に改めるものであります。

なお、給与改定等に伴います人件費につきましては、各会計ごとに給与費明細書に掲載をいたしておるとおりでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由の説明といたします。何とぞよろしく御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富山悦昌君） 説明は終わりました。

以上6件に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富山悦昌君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第59号から第64号までの6件については、委員会の付託を省略し、直ちに原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富山悦昌君） 御異議なしと認めます。

よって議案第59号から第64号まで、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」外5件は、いずれも原案どおり可決されました。

△市政に対する一般質問

○議長（富山悦昌君） 次に、日程第3、市政に対する一般質問を行います。

この際申し上げます。各議員の質問時間は、議会運営委員会の決定により再質問を含め20分といたします。

それでは、質問通告順により5番戸田久和君を指名いたします。戸田君。

〔5番戸田久和君登壇〕

【質問】

◆5番（戸田久和君） 5番の戸田久和です。

質問の第1項目めは、ライフそばの山本組ごみの山問題の取り組みについてです。

9月議会での答弁以降、山本組の産廃ごみの山問題について市はどのような取り組みを行ってきたのか、道路公団や門真警察、大阪府を含めた四者の連絡会議が結成されて動いているということですが、その進捗状況を説明してください。また、ごみの山撤去の費用予測としては、例えば3000万円前後なのか、数千万円前後なのか、責任者に費用負担をさせるためにどうしていくのか、お聞かせください。

今年度中には、ごみの山撤去を実現させるという決意に立って取り組みを進めるべきだと思いますが、市の決意と見通しをお聞かせください。

第2項目めは、自治会との業務委託契約の改善についてであります。

9月議会ですでに行政委託料支払い世帯数よりも広報の現物が少ないという異状がある18自治会、及びその後異状が発見された1自治会について、市はいつからどのような調査を行ってきたのか、その結果わかったことは何か、答えてください。

また、こういった異状は改善されたのか、改善のためにどのような指導を行ったのか、自治会側の誤解や理解不足の例としてはどのようなものがあつたのか、答えてください。

そもそも市が自治会に配布委託するものは全戸配布が原則であるのに、市と自治会が交わしている業務委託契約書の中に、全戸配布とは別次元の問題であるはずの自治会世帯数報告書を求めたり、自治会の区域内世帯の配布と規定してあつたりすることが混乱を招いているのではないのでしょうか。同契約書文言の早急な改定をすべきではないか、今後の対応策を聞かせてください。

また、門真市において複雑な自治会境界と町、字の境界や道路との関係が一目でわかる地図を担当課は作成するべきではないか、市の考えを聞かせてください。

第3項目めは、広報未配布世帯の完全解消実現についてです。

広報は、すべての市民が自治会の加入、未加入にかかわらず、黙っていても配布を受けられるべきものであり、少なくとも門真市の方針としてはそのように考えられてきたはずですが、さらに、広報の意義を考えると、住居でない商店、事業所などを含む全戸配布を行うべきこともまた当然であると思います。

しかし、これまでの実態は、私が調査、作成してパソコンのデータとして市に渡した資料にあるとおり、全戸配布に比べると戸数の少ない国勢調査による居住世帯数、いわゆる実世帯数から見てさえ、本年12月配布実績でいえば、例えば新橋町では66世帯、下馬伏で114世帯が未配布であることが確認できます。門真は、自治会と町、字の境界が非常に複雑なので把握しにくいのですが、詳細に調べていけば全市で数百世帯かそれ以上の未配布世帯があることは間違いないと思われま

す。さらに、全市民世帯配布のものとして、自治会に配布業務委託されているのは広報にとどまらず、市民のしおり、ごみ袋、ごみの出し方パンフレット、議会だより、人権週間特集、社会福祉協議会だより、介護サービス周知のビラ、市の総合計画についてのビラなどなど非常に多岐にわたっており、これらのすべてが推定数百世帯に未配布のまま放置されてきたことは、ゆゆしき問題と言わなければなりません。

こういう状況に対して、公聴広報課はどのような方針、どのように改善しようとしているのか、地域振興課との密接な連携をして、広報の全戸配布の完全実現を早急に目指した作業計画を立てるべきではないか、市の見解をお聞かせください。

第4項目は、地元雇用を無視した緊急地域雇用対策をいつまでも続けるのかについてです。

失業と生活苦であえぐ市民の目の前で、その神経を逆なでするような無神経で無策なことが続いております。それが緊急地域雇用対策特別事業交付金を使った市の事業のやり方です。門真市民を雇用すること、もしくは、例えば雇用の8割以上を門真市民で充当することなどを契約条件に掲げて業者を募ればよいただけの話であるのに、2年前に問題を指摘して以来、何らそうした工夫をせず、そういう条件づけはなじまないと平然としているのは、市民の怒りを買うばかりであります。

こういう姿勢ですから、駅前タイルの補修作業で1100万円の交付金を受けて22人を雇用しても、門真市民はたった8人しか雇われなかったという事態が続いております。一体市は、少しでもいいから仕事が欲しいと渴望している市民の目の前で、緊急、地域、雇用と銘打たれた交付金事業で自分たちのできる仕事がよその市民に与えられていることを見せつけられる側の悔しさや憤りを考えたことがあるのでしょうか。地元住民が雇用されて作業したら、市政への参加意識や行政への理解が深まり、まちを愛する気持ちが深まるという大きな付随効果があります。同じお金を使うのでも、市民の反発を買うのとでは

大変な違いではないでしょうか。

金子学校教育部長が再三議会で断言しておるとおり、最少の費用で最大の効果を上げるのが行政の責務であるということは、単なるうたい文句であってはならないのです。いかにお金を生かして使うか、市民のためになって喜ばれるように、行政効果を上げるように使うのか、それに頭を使うのが行政の責務でありますけども、市のやり方はそのような頭の使い方をしていないとは、とても思えません。

今後、市は目に見える改善をするつもりがあるかないか、はっきりとお答えください。

最後の5項目めは、勤務時間以外は市民と懇談しないという横着な行政が許されてよいのかについてであります。

世間的には市役所の職員は9時－5時の仕事で楽でいいと思われがちですが、実際には夜間や休日など勤務時間外に行わざるを得ない仕事を数多く抱えているのが実情ではないかと思われまます。各部局で行っている勤務時間以外での市民各層との懇談、交渉、業務などにはどのようなものがあるのか、全般ではどうか、また教育委員会や保健福祉部ではどうか、教えてください。

さて、常識的に考えて夜間懇談会を持つべき事案を正当な理由説明もなく拒否するような横着がもし一部の部署であったとしたら、それは職務怠慢であり、行政の信用を失墜させるものではないでしょうか。

また、公務にかかわる懇談でテープ録音禁止を市民に強要して嫌なら出席しないとしたり、懇談の席上で市民に威圧や侮べつを与えるような言動をする職員がいたとしたら、服務規程などに抵触するのではないのでしょうか。管理職の横着横暴の苦情や処分要求はどこへ行ったらよいのか、教えてください。

とりあえず1回目の質問をこれで終わります。

○議長（富山悦昌君） これより理事者の答弁を求めます。田村市長公室長。

〔市長公室長田村正博君登壇〕

◎市長公室長（田村正博君） 戸田議員御質問のうち、広報未配布世帯の完全解消実現について私より御答弁申し上げます。

広報紙の全戸配布につきましては、従来より各自治会に依頼し配布願っているものと、市より直接送付するなどして配布漏れのないように努めてきたところであります。しかしながら、配布漏れが生じているものもあり、判明したものににつきましては、その都度配布するよう努めております。また、ことしより新たに転入される市民に対し、市民課の窓口において配布についてのお知らせ

ているところでありますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富山悦昌君） 藤田総務部長。

〔総務部長藤田捷一君登壇〕

【答弁】

◎総務部長（藤田捷一君） 戸田議員御質問のうち、勤務時間以外は市民と懇談しないという横着な行政が許されてよいのかについて、私から御答弁申し上げます。

各部局で行っている勤務時間外での市民各層との懇談、交渉についてであります。全般的な事例といたしまして、都市整備部の第2京阪、住居表示、市営住宅建設等の地元説明会、特別事業対策部では夜間工事の説明会、建設部では公園新設の説明会、下水道部では下水道整備工事の説明会等があり、また教育委員会では教育委員会主催の各種行事や助成団体との会合、運動団体との交渉等があり、保健福祉部では高齢福祉課の介護保険制度の説明会などがあります。なお、業務につきましては、保険年金課や税関係におきまして休日相談、夜間電話及び夜間徴収が行われております。

次に、常識的に夜間懇談会を持つべき事案を正当な理由説明もなく拒否するような横着は職務怠慢であり、行政の信用を失墜させるものではないかということについてであります。一般的に各部局の事業の必要性に応じ、勤務時間内または勤務時間外において適切に開催されているものと考えております。

次に、公務にかかわる懇談でテープ録音禁止を強要し、嫌なら出席しないとしたり、懇談の席上で市民に威圧や侮べつを与えるような言動をする職員は服務規程などに抵触するのではないかと、管理職の横着横暴の苦情や処分要求はどこへということについてであります。テープ録音につきましては、会議が始まる前に双方で了解しておれば、特に問題はないものと考えております。

また、懇談の席上で市民に威圧や侮べつを与えるような言動についてありますが、全体の奉仕者としての地位、体面を傷つけてはならないということから、場合によれば信用失墜行為に該当することもあり得るものと考えられます。ただ、それはそれぞれの状況によって個別に判断をせざるを得なく、客観的、社会的に納得される判断でなければならぬものと考えております。

なお、管理職の横着横暴についてありますが、万が一そのような事実が確認されれば、適切な措置を講じたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

にしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（富山悦昌君） 高木環境整備部長。

〔環境整備部長高木正弘君登壇〕

◎環境整備部長（高木正弘君） 戸田議員御質問のライフそば山本組ごみの山問題への取り組みについて、答弁申し上げます。

10月以降につきましても引き続き大阪府の協力を得まして指導してまいりましたが、抜本的な改善に至っておらず、隣接地の日本道路公団も含め、門真警察署、大阪府産業廃棄物指導課、本市関係部署も含めて、関係行政機関四者がこの問題に対し一体となって取り組むために、11月1日に建設廃材の野積みに係る苦情処理対策連絡会議を設置いたしましたところでございます。

この会議の中で、山本組に対し廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3による改善命令を視野に入れて厳しく指導する、また地権者に対しては協力要請を検討するなど決定いたしております。その後、当該地への新たな建設廃材の搬入禁止の指導にもかかわらず搬入していることが判明したことから、大阪府は12月6日に産業廃棄物を長期にわたり保管していることは、法第12条第1項に違反しているとして、大阪府へ出頭させ改善を命じております。

さらに、12月10日には第2回連絡会議を環境センターで開催いたし、山本組及び地権者にも出席を求め、その中で山本組に対しましては、廃棄物の速やかな撤去などの解決に向けての厳しい指導をし、地権者に対しても必要な措置を講じるよう協力を要請いたしました。その後、12月11日には10トン車で3台分、約60m³の廃材を搬出いたしております。

なお、廃材撤去の費用であります。廃材の撤去方法により処理費用が大きく左右されるため予測できませんが、山本組に対し廃棄物の撤去を履行させることが重要であると考えております。

このような現状から、今後しばらく山本組の対応を見守るとともに、早期解決を目指してまいり所存でありますので、御理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（富山悦昌君） 5番戸田君。

〔5番戸田久和君登壇〕

【質問】

◆5番（戸田久和君） 再質問させていただきます。11分か12分あるはず

です。

ごみの山の問題や広報の全戸配布問題については、それぞれに解決に前向きで期待できる答弁がなされたことを評価いたします。

もともと業務委託契約の配布文書の筆頭に広報が挙げられ、その他の配布文書もほとんどすべて広報挟み込みで配布されているというのに、広報現物がない分の世帯割料金を支払うことなどが許されるはずもなく、世帯数と広報紙の配布枚数とは比較対象とするべき性質のものではないだとか、数の異状をすべてリアルタイムの差だとか強弁した9月議会での瀬戸前市民生活部長の答弁は、その場しのぎのごまかしでしかないことは最初から明白でありました。自治会に入らない人には広報を配らなくてよいという誤解が一部に残っていたことも、契約異状や未配布の原因の一つであったことも明らかになりました。

こうした瀬戸前部長の答弁は、まことに腹立たしいものでありますが、しかし大事なのは、市民にとってよい方向に物事が変わっていくことであって、議会答弁の整合性をしつこくつくことではないと考えますから、広報問題についてはこの指摘にとどめ、来年度からの契約改善と全戸配布実施を支援する立場で見守っていきたいと思います。

次に、緊急雇用対策の問題については、先ほどの答弁で私としては非常に不十分であると思います。そして、門真市が限定をつければよそもいろいろつけるから、雇用対策にマイナス効果であるというふうな言い分がちょっと理解しかねます。また、昨年度全体で見れば、それなりのいい成績であるとすれば、私が今回指摘した道路舗装の問題については、これは庁内での指導とか理解不足によるものではないかということについての見解を最後に伺います。

それから、横着な部署の問題についてですけども、具体的に質問いたします。

保健福祉部、福祉事務所、児童課は、門保連という保育所問題を取り扱う運動団体への対応として、かなり以前から毎年一般の保護者も参加する夜7時からの懇談会の開催を要請されているにもかかわらず、これを拒否し続けています。現に、ことしも門保連資料によりますと、14項目要望書の14項目め、懇談会は夜7時以降に行い、一人でも多くの利用者の意見を聞いてくださいという要望に対して、勤務時間内でお願ひしたいという文書回答をしてこれを拒絶し、ほかの課では時間外にしているのになぜだめなのかという問いかけに対しても、あかんという理由はない、時間内でしてほしいと答えるというところもない対応をしておるようです。

保育所問題での利害当事者たる住民は、日中は仕事を持っていて、夕方は子

供を保育園に迎えに行き、家で夕食を食べさせたりしなければならない人がほとんどで、現にことし11月の懇談会では4時開始のために仕事を早く切り上げられない人は参加できず、参加できた人でも子供の迎えのために途中から退席して不本意ながら戻れない人もいました。

夜7時開催にしてくれないと参加できないという多くの利害当事者住民の存在があるにもかかわらず、その切実な要望を踏みにじて参加しにくくし、行政と住民との情報伝達や意思疎通を著しく阻害して、市民の反発を買っているのが福祉事務所、児童課の対応であります。市はこれを部長の裁量内のこととして放置しておかれるのか、お答えください。

しかも、年にたった1回や2回しかない門保連の対市懇談会でさえ、時間内でないとやらないというこの部署の対応は、夜間や土・日も住民との対話に努めている他の部署、他の問題に比べて、余りに横着が過ぎると言わなければなりません。

さらに、懇談会では、出席した中東保健福祉部長、伊藤福祉事務所長、中川児童課長ら3人の市当局者の対応もひどかったらしく、参加した住民から私のところにメールが届き、ホームページ掲示板にも訴えが来ております。

市民の体験と意見に即して具体的に考えてもらうために、以下に抜粋してその内容を示しますと、「保育所の民営化について考えていますか」との質問があり、中川児童課長と中東保健福祉部長は、「行財政事業計画の中に上がっていて検討中です。具体的には何も決まっています」とわかりにくい回答だった。「どのような検討内容が上がっていますか」の質問に、課長は、「だから検討中だと言ってるでしょ。するかどうか決まっていないのに何も話せないでしょ」と冷たい対応で、専門的な知識のない人に話をしてもむだといった対応でした。何か見通しを持って検討しているはずですが、こんな回答では何を考えているのかわかりません。

また、「公立の保育園を民営化することは人件費の削減だと感じています。民営化になると、予算的に保育士の給料が保障できず、年数を積んだベテラン保育士が減る不安がありますが、どうですか」と質問すると、課長は無言になり、「これまでそういう施設がないのにわからないでしょ」と居直ってしまいました。他市の状況など全く把握していないのでしょうか。

また、「情報公開について工夫する必要があるんじゃないですか。門保連は保育料の値上げについて反対しました」という意見に、部長は、「議会で可決され、決まったことです」とどなり散らし、かなり感情的になってしまいました。

「民間は、リストラ、昇給カットなどで苦しんでいます、そんな苦しみなど感じておられますか」の意見にも、部長は、「そんな話をしに来たんじゃない。帰らせてもらう」とあきれた発言をし、保護者から「場違いだったわ。来るんじゃなかった。何もけんかをしに来たんじゃないんです。話をしに来てるんですよ。感情的にならないでください。今まで来た人に聞いても、来てよかったという意見がないんです。みんな悔しい思いをした話しかないんです」など、いろいろな声がありました。

「待機児童数は、漠然と書かれていて細かい枠がわかりません。各園の0歳児枠を教えてください」との質問に、課長は、「急にそんなことを言われてもわかりません」と、それについての状況把握や資料など全くありませんでした。

「保育にはどれだけ予算が上がっているんですか」の質問に、部長は、「そんなこと急に言われてもわかりません」と、本当に知らないのと思ってしまいました。

以上、一部のみの紹介ですが、このような市民からの詳細な告発が寄せられているわけです。こういうひどい対応がもし事実とすれば、市民の税金から管理職手当をもらい、年末一時金を120万円とか150万円とかもらっている立場の公僕としてこんな対応をされていてよいのかということをお答えいただきたい。

また、一体幹部職員の市民対応についての指導や研修はどうなっているのか、市民の苦情や告発を受けて、部長に対して管理や事実調査をして必要な措置を講ずる担当はどこなのか。本件のような保健福祉部、福祉事務所、児童課の対応について、市に直接に怒りを訴えて改善措置を求めたいという市民がいるのですけれども、その方の都合に合わせて自宅に行って話を聞いて、一方で批判されている市の側からも事情を聞いて、実態把握をして必要な措置をとることを求めますが、市の見解はどうか、お答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（富山悦昌君） 藤田総務部長。

〔総務部長藤田捷一君登壇〕

【答弁】

◎総務部長（藤田捷一君） 再質問につきましてお答えを申し上げます。

戸田議員の御質問の中で、事実でないことも指摘がございましたことをまず認識をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

それから、懇談会の勤務時間外の開催の件でございますが、保健福祉部とい

たしましての対応は、申込者の意向を考慮してケース・バイ・ケースで対応してまいりたいと、このように考えておるところであります。

次に、市民からの苦情に対する対応等についての御指摘であります。一般的に申し上げまして上司に苦情等を申し出てもらうことになろうかと思いますが、これにこだわることなく、秘書課あるいは人事課、公聴広報課等に申し出てもらうことも可能でございますし、また公聴広報課所管の「市民の声」という投書箱を利用させていただくことも一つの方法であろうというふうに考えております。

直接担当部課に申し出られました場合につきましては、可能な限り対応していきたいと考えておりますが、市に対する苦情等、苦情者自身が市に出向く、もしくは電話等で連絡をいただくことが基本であろうというふうに考えております。必要に応じましてはケース・バイ・ケースで対応することもあろうかというふうに考えておりますので、よろしく御理解願いたいと存じます。

○議長（富山悦昌君） 今堀理事。

〔理事兼行政管理部長今堀司郎君登壇〕

◎理事兼行政管理部長（今堀司郎君） 戸田議員から再質問をいただきました趣旨につきましては、先ほども申し上げましたとおり事業部局の努力によりまして一定の成果を上げておるところでございます。調整不足とは考えておりません。しかしながら、今後とも一層の連携を図りながら取り扱ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（富山悦昌君） これで戸田久和君の質問を終わります。

次に、8番中西みよ子君を指名いたします。中西君。

〔8番中西みよ子君登壇、拍手〕

◆8番（中西みよ子君） 8番の中西みよ子でございます。通告に従い、順次質問させていただきます。

まず、障害者施策についてお伺いいたします。

1点目に、精神保健福祉業務の一部市移管に当たって、市の受け入れ体制についてお伺いいたします。

1999年6月、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律が改正され、今まで保健所で行われていた精神保健福祉業務の一部が市に移管され、2002年4月1日から施行されるようになりました。これま